○北陸地方整備局告示第百二十七号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十一年十月十六日

北陸地方整備局長　前川　秀和

名称　国営越後丘陵公園

位置　新潟県長岡市親沢町

区域　別紙図面のとおり（略）

（北陸地方整備局に閲覧所を設け、平成二十一年十月十六日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十一年十一月一日

○北陸地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月十六日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
氷見市稲積一五五番二から同市鞍川字表二九九五番一まで	前	二一・〇〇～二二四・〇〇メートル	二・九一三キロメートル
	後	一一・〇〇～二二五・〇〇メートル	二・九一三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月十六日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十号	氷見市稲積一四〇番三から同市鞍川字表三〇〇六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月十六日から二週間北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月十六日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百七十号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
氷見市稲積一四〇番三から同市鞍川字表三〇〇六番一まで	一〇・五〇～一〇二・〇〇メートル	二・七一キロメートル

四　指定する期日　平成二十一年十月十八日

○中国地方整備局告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十月十六日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第九百九十七号備後圏都市計画、本郷都市計画、河内都市計画及び東広島都市計画下水道事業沼田川流域下水道

三　事業施行期間　自平成三年四月三日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　平成三年建設省告示第九百九十七号、平成六年建設省告示第二十二号、平成七年建設省告示第千四百五十四号、平成九年建設省告示第二千二百二号、平成十二年建設省告示第千三百五十七号、平成十三年中国地方整備局告示第八十九号、平成十八年中国地方整備局告示第十号及び平成十九年中国地方整備局告示第七十号の事業地の内、三原市本郷南三丁目、本郷南四丁目、本郷南五丁目及び本郷南六丁目の一部を追加し、三原市本郷町本郷を削除する。

○四国地方整備局告示第百十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十一年十月十六日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号

四国地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社　愛媛建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	塩屋　陽一

(2)　変更年月日

平成二十一年九月九日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	山下　和規
変更後	芥川　正秘

(2)　変更年月日

平成二十一年九月九日

国会事項

衆議院

報告書受領

十月十四日会計検査院長西村正紀から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう内閣官房等十一府省等の長に対して意見を表示したもの」

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「精液採取用種雄牛の貸付けに当たり、貸付けを無償とせず貸し付けた牛から生産される凍結精液の販売による収入に応じ対価を徴収するなどするとともに、貸付先の選定を競争により行うなどして増収を図るよう独立行政法人家畜改良センター理事長に対して改善の処置を要求したもの」

人事異動

内閣

国務大臣　千葉　景子

国家公安委員会委員長中井洽海外出張不在中国家公安委員会委員長事務代理を命ずる（十月十日）

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣鳩山由紀夫は、中華人民共和国及び大韓民国へ出張のところ十月十一日帰朝した。

○農林水産大臣臨時代理解職

国務大臣　小沢　鋭仁

農林水産大臣赤松広隆帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く